

平成23年2月1日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

## 林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午前 9時58分 開会

○牧元企画課長 おはようございます。予定の時間より若干早うございますが、委員の先生方、おそろいでございますので、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

初めに、林政部長の末松からごあいさつを申し上げます。

○末松林政部長 おはようございます。林政部長の末松でございます。林政審議会施策部会の開催に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日、ご多用の中、委員の皆様、ご参集いただきまして本当にありがとうございます。

先般、林政審議会委員の改選並びに施策部会所属委員の指名も行いましたので、今回が新たなメンバーを含めた最初の部会となります。委員及び特別委員の皆様におかれましては、森林・林業白書の審議にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

白書なんですけれども、今の森林・林業の状況を国民の皆様に伝えるためには、非常に大事なものだと思っております。いくつか白書をつくっていて、限界を感じておりまして、それは、若干厚くて、ぱっと一般の方が読むにはちょっとわかりづらいところがあるんですが、できるだけわかりやすくというのは心がけております。ただ、一方、一般の新書判とか簡単な書物のようにして、その著者の方の思いだけを前に出すわけにはいかないところがありますので、そこは悩みながら作成しているところであります。そういうところもいろいろな角度からぜひご指摘いただければと思います。

それから、時期的なことなんです、去年は生物多様性年であり、「森林・林業の再生プラン」というのができたり、そういう意味で非常に動きのある年でありました。

林野庁の中で仕事をしていますと、今度は何をやるかということにとかく目が行きがちでありまして、今、私たちこのメンバーは、今度の国会で森林法の改正に取り組むことになっています。そういう一歩先の話というのが行政で大切なんですが、いつも仕事をしながら思うんですけれども、白書で森林法の改正のことを書いて、本当に法律がどうなるかわからないということを考えますと、白書でその一歩前の現状をきちんと踏まえてということが押さえられていかなくちゃいけないということでもあります。政策を立案するとき、もう一度去年の白書、それから今つくりつつある白書を見ながら、今何が必要かというのがきちんと押さえられていくということがすごく大切なのではないかというふうに思っております。

今回の白書の特集章のテーマでは、木材の需要拡大ということを取り上げて、いろいろ

書いているつもりであります。これについても、「森林・林業再生プラン」からすると、今度は川上のほう、森林法などを含めて施業がしやすくなる話というのが次の段階であるわけです。もう一度白書に書くのは今度の法律などを踏まえて書くのかなと思ったりしておりますが、どこまで次のことを書くのか、足元がどこなのかということも、我々迷いながら、今回ご提示させていただいているところでもあります。ぜひ忌憚のないご意見をいろいろいただければというふうに思います。

この白書というものは、先ほど申し上げたように国民の皆様の役に立つものにしたというふうに思っております。それは、役所の一方的な見方だけではいけないと思います。我々もそういうことも踏まえつつ原案を作成したつもりではありますが、ぜひいろいろな意見をいただくとともに、また、今後だんだん手順を踏んでこの白書ができ上がっていくこととなりますので、そこについてのご協力も賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○牧元企画課長 それでは、まず林政審議会の委員の改選及び施策部会委員の指名について、ご報告させていただきます。

先ほど部長のごあいさつにもありましたように、本年1月6日付をもちまして林政審議会の委員が改選を行われたところがございます。19名の委員が選任されました。そして、現在合計20名の委員が任命されているわけがございます。そして、先週1月28日に開催されました林政審議会におきまして、20名の委員の中から井上委員、加賀谷委員、上安平委員、鮫島委員、島田委員、鈴木委員、藤原委員の7名の委員の先生方が施策部会に属する委員ということで指名されたわけがございます。また、荒谷特別委員、執印特別委員、土屋特別委員、豆原特別委員におかれましても、引き続き施策部会の委員としてご参加いただくことになったわけがございます。これによりまして、現在施策部会には11名の委員、特別委員が所属するという形になっております。なお、これまで特別委員をお務めいただきました上安平委員及び金井委員につきましては、今回の改選によりまして本審議会委員をお務めいただくことになったわけがございますが、このうち上安平委員におかれましては、引き続き施策部会の委員として指名されているところがございます。

それでは、ここで委員のご紹介をさせていただきます。座っておられます座席の順番にご紹介させていただきたいと思っております。

まず、島田委員でございます。

○島田委員 島田です。よろしくお願ひします。

- 牧元企画課長 井上委員でございます。
- 井上委員 井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 加賀谷委員でございます。
- 加賀谷委員 加賀谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 上安平委員でございます。
- 上安平委員 上安平と申します。よろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 鮫島委員でございます。
- 鮫島委員 鮫島でございます。よろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 鈴木委員でございます。
- 鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 藤原委員でございます。
- 藤原委員 藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 荒谷特別委員でございます。
- 荒谷特別委員 荒谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 土屋特別委員でございます。
- 土屋特別委員 土屋です。よろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 豆原特別委員でございます。
- 豆原特別委員 豆原です。よろしくお願いいたします。
- 牧元企画課長 なお、執印特別委員におかれましては、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

次に、会議の成立状況についてご報告をさせていただきます。本日は、委員及び特別委員11名のうち10名の委員の先生方にご出席いただいております。本会の定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の会議につきましては成立しているということをご報告申し上げます。

なお、林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりということで省略させていただきます。

続きまして、部会長の選任を行っていただきたいと思います。部会長の選任につきましては、林政審議会令第5条第4項の規定によりまして、部会に属する委員から互選することになっております。これにつきましてご発言があればお願いしたいと思います。

- 藤原委員 よろしいでしょうか。

○牧元企画課長 藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 私といたしましては、森林・林業、さらには木材産業について幅広いご見識を持っていらっしゃる鮫島委員に部会長をお願いできたらと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○牧元企画課長 ただいま藤原委員よりご発言がありまして、部会長に鮫島委員というご推薦があり、異議なしということでございますので、鮫島委員には大変いろいろご苦勞をおかけするところでございますが、部会長をよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鮫島部会長 ただいま部会長に選任されました鮫島でございます。大変な大任ですが、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の方々、それから特別委員の方々には大変ご多忙中でございますが、お集まりいただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日の議題ということで、まず議題(2)「平成22年度森林及び林業の動向(案)」並びに議題(3)「『平成23年度森林及び林業施策』の作成方針(案)」について林野庁からご説明いただき、ご審議させていただくことにいたします。

「平成22年度森林及び林業の動向」につきましては、昨年10月に開催された第1回施策部会で骨子案について審議を行いました。今回は、前回の審議を踏まえて作成した本文案について1回目の審議を行います。本日の審議の結果を踏まえ、3月に開催予定の次回の会合で第2次案の検討を行うこととなります。

それでは、議題(2)に掲げてあります「平成22年度森林及び林業の動向(案)」並びに議題(3)に掲げてあります「『平成23年度森林及び林業施策』の作成方針(案)」について、事務局から一括してご説明をお願いしたいと思います。

なお、本日、この会議の時間は12時までということですので、その予定の中でご審議をいたしたいと思っております。ご協力、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○牧元企画課長 それでは、ご説明させていただきます。

本日の資料につきましては、2つ配らせていただいております。右肩に大きく1と番号を振りました「平成22年度森林及び林業の動向(案)」、それから、資料2といたしまして「『平成23年度森林及び林業施策』の作成の基本的考え方(案)」という2つにつつま

してご説明させていただきます。

資料の中身に入ります前に、今ほど部会長からもご紹介がございましたけれども、平成22年度の白書につきましては、昨年の10月28日に開催いたしました第1回の林政審議会施策部会におきまして、参考2といたして配付しておりますが、白書の構成と内容についてご説明させていただいた上で審議を行っていただいたところでございます。

昨年10月の審議では、今年度の白書の特集テーマにつきましては、木材の需要拡大といたしまして、公共建築物の木造化でありますとか、木材のエネルギー利用、あるいは木材輸出の3つに焦点を当てて分析を行うという方針でご説明いたしましたところでございます。

これに対しまして、委員の先生方からは、木材需要を進める一方で森林資源の持続可能性にはしっかり配慮した記述にすべきであるとか、あるいは木造化を進めるに当たりまして人材育成の重要性について記述すべきであるとか、あるいは消費者が木を使いたくなるような木材の長所について記述すべきであるとか、このようなご意見をいただいたところでございます。このようなご意見を踏まえまして本文案を作成するというところで、昨年の10月のときには委員の先生方からご了解をいただいたという経緯でございます。

これを受けまして作成いたしました本文案につきましてご説明させていただきたいというふうに思います。

それでは、まず資料の1でございますけれども、「平成22年度の森林及び林業の動向」についてでございます。お配りいたしました資料につきましては、事前に委員の先生方に送付をしたものから基本的には変わっておりません。一部写真の追加とか文言の修正があるところでございますけれども、大きな変更はないところでございます。

なお、白書の記述につきましては、昨年からトピックスにつきましては国民一般向けの平易な記述ということ、それから本文につきましては、先ほど部長のごあいさつにもございましたように、現状をきちんと分析するという観点で分析を充実させていくというような方針におきまして作成をしているところでございます。

全体の構成といたしましては、はじめに、トピックス、本文ということになっているわけですが、特に本文の第I章のところですね。こちらが特集章ということで、木材の需要拡大とする方針になっているところでございます。サブタイトルといたしまして、需要拡大によりまして新たな文化を形づくるという思いを込めて、「新たな『木の文化』を目指して」というようなサブテーマを掲げているところでございます。

第II章以下の構成につきましては、これは昨年と同じような形でございますが、地球温

暖化と森林、多様で健全な森林の整備・保全、林業・山村の活性化、林産物需給と木材産業、「国民の森林」としての国有林野の取組というような構成で、全体で6章構成となっているところでございます。

なお、ごらんいただきまして、一部数値が間に合っていないようなところとかございませけれども、これにつきましては、次回までには極力（P）になっているところも含めて埋めたいというふうに思っているところでございます。

それでは、まず目次のところをごらんいただきたいわけでございますけれども、ここは昨年と比べて少し改善をしたところがございます。どこかと申しますと、昨年は大項目のみの目次でございますが、目次を見ただけで少し中身がイメージできますように、小項目まで含め、かつ小見出しで何がどうなのかわかるように、例えば第I章の1の（1）のところでは、（国産材の供給は増加傾向）とか、括弧書きで少し触れさせていただいておりますが、このように少し中身がイメージできるような工夫を目次についてもさせていただいたところでございます。

続きまして、はじめにの後ろのところにトピックスというものをつけさせていただいております。トピックスにつきましては、5点取り上げさせていただいております。

まず、トピックスの1番のところでございます。これは、森林・林業の再生に向けた改革ということで、一昨年の再生プランの策定以来、昨年いろいろ具体的な改革についての検討がなされたわけでございます。このような経緯、また、来年度以降、新たに導入いたします「森林管理・環境保全直接支払い制度」でありますとか、フォレスターの育成でございますとか、こういったものも含めて紹介しているところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、トピックスの2でございます。これは、昨年の5月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」という新しい法律が成立し、10月から施行したところでございます。これにつきましては、詳細についてまた特集章のほうでご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、トピックスの3番でございます。生物多様性に関する新たな国際的目標・ルールの採択ということで、昨年10月に開催されましたいわゆる「COP10」と、それから関連するイベント等についてご紹介させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、トピックスの4番でございますけれども、「2011国際森林年」ということでございます。ことしは国連が定める国際森林年ということでございまして、これを受けまして国内委員会が立ち上がったとか、あるいは下の絵でロゴマークなども

紹介させていただいておりますけれども、いろいろな取り組みが行われるわけですが、これまでのところの取り組みについてご紹介させていただいているところでございます。

それから、最後のトピックス、5番目でございます。これは毎年紹介させていただいておりますけれども、天皇杯などを受賞されました林業者あるいは木材産業の関係者の皆様方をご紹介するコーナーということでございます。

続きまして、第I章でございます。この第I章は、ことしの特集章ということでございますので、今回の説明につきましても、ここを中心にご説明させていただきたいというふうに思っております。

本年の特集につきましては、木材需要が減少傾向にあるという中で、森林・林業の再生を図るためには需要拡大が不可欠であるという観点で、需要拡大の必要性あるいはこれまでの取り組みといったようなものを整理いたしました上で、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出の3点に焦点を当てまして、最新の動向等を紹介するという内容になっているものでございます。

お開きいただきまして、2ページのところでございます。この中で、第1節につきましては木材の需要拡大の必要性についてご紹介させていただいております。

木材の供給につきましては、国産材の供給は増加傾向にある中で、木材輸入については減少傾向にあるということが言えるわけでございます。こういう中で、「森林・林業再生プラン」におきまして国産材の供給能力の強化が期待されるということを紹介させていただいているところでございます。

木材の需要については、3ページの図I-3をごらんいただきたいわけですが、ピーク時の1億2,000万立方という水準から、平成21年には6,300万立方ということで半減というような状況。また、1人当たりの需要量につきましても、ピーク時の約半分でございます0.5立方にまで落ち込んでいるということをご紹介させていただいているところでございます。

次をおめぐりいただきまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。

用途別の需要を見ますと、特に製材用材の需要減少が著しいということでございまして、4ページのところでご紹介いたしておりますように、ピーク時の3分の1まで、残念ながら減少しているということでございます。これは、主に新設住宅着工戸数の減少によるということが言えるわけですが、一方でパルプ・チップ用材につきましても、



紙の生産量の伸び悩みによりまして減少傾向にあるということでございます。

このような中、次の5ページの図I-6をごらんいただきたいわけですが、我が国の人口につきましても、今後急速に減少することが見込まれているわけですが、現状のまま推移いたしますと、木材需要量についても減少傾向が続くのではないかということが言えるわけでございます。

そのような中で、右側の(3)のところでございますように、木材についてはさまざまなすぐれた長所があるということで、快適な住環境の形成でありますとか地域経済の活性化、あるいは地球温暖化防止に非常に大きな役割を果たしているわけでございますので、木材の利用というものは引き続き求められているわけですが、このためには、木材の供給体制を整備いたしますと同時に、木材の需要分野を拡大することが不可欠ということでございます。

続きまして、おめくりいただきまして6ページのところでございますが、大きな2つ目の項目でございます。木材需要拡大に向けたこれまでの取組ということでございます。

まず、住宅分野でございますけれども、6ページの右側でございますように、部材によって異なってくるということございまして、在来工法における国産材のシェアというのは、全体では3割弱程度ということでございます。その上で、大量消費市場への供給に向けました新流通加工システムでございますとか、あるいは新生産システムといったような取り組みによりまして、7ページに記載させていただきましたように、住宅メーカーにおきましても国産材の利用が拡大しているということでございます。また、その関係者の連携によりまして家づくりというものも広がってきているということでございます。さらに、都道府県や市町村によりまして地域材の利用への支援も広がっているということもご紹介しているところでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。(2)のところでございますが、住宅以外の部分。(ア)については、住宅以外の建築物でございますが、平成12年の建築基準法への性能規定の導入などによりまして、ドーム建築といったような大規模な建築物を木造で建築するという事例が増加していることをご紹介しております。また、文部科学省さんによりまして学校木造化に対する支援でありますとか、あるいは林野庁によりましてモデル的な公共施設の木造化への支援等についてもご紹介させていただいております。

また、右側の(イ)のところの土木工作物の関係でございます。これにつきましては、次の9ページのところをごらんいただきたいわけですが、土木工事への木材利用に

関する歩掛の作成とか、あるいはグリーン購入法によります小径丸太材の利用、こういったものにつきましてご紹介させていただいているところでございます。

また、(ウ)の日用品のところでございますが、グリーン購入法とか、あるいは木づかい運動といったようなものによりまして、間伐材を原料といたしますオフィス家具、コピー用紙、封筒等々利用が広がっているということをご紹介させていただいております。

また、(エ)のエネルギー利用のところでございますけれども、ここにつきましてはチップ・木質ペレットの利用が進んでいるということで、次の10ページのところをごらんいただきたいわけでございますが、バイオエタノールとか、液化燃料とか、ガス化燃料とか、そういったものの開発も進んできていることをご紹介しております。

また、(オ)の木材輸出のところでございますけれども、平成13年から増加傾向にあるということで、特に中国、韓国を中心といたしまして、付加価値の高い木材製品を輸出しているという取り組みをご紹介させていただいているところでございます。

続きまして、11ページでございますが、3項めでございます。木材需要拡大に向けた最近の動向ということでございます。ここにつきましては、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出の3つを取り上げているわけでございます。それぞれにつきまして動向を分析するというところで、ここが今回の白書の特集章の中でも中心的なところかなというふうに考えているところでございます。

この中で、公共建築物の木造化についてでございますが、まず、公共建築物の最近の動向ということでございます。公共建築物については、木造率が7.5%で非常に低いということでございます。これにつきましては、下の囲みの事例I-4でも紹介させていただいておりますように、戦後、国や地方公共団体がむしろ率先して非木造化を進めてきたという要因もあるところでございます。

おめくりいただきまして、12ページのところでございます。このような中、左側の中段にございますように、先ほどご紹介いたしました公共建築物木材利用促進法という法律ができたわけでございます。この法律に基づく基本方針、これも昨年の10月に既に出しておりますけれども、過去の非木造化の考え方を可能な限り木造化、木質化を図るということで、非常に大きな国としての方向の転換を行ったわけでございます。

また、次の13ページのところがございますように、文部科学省と林野庁におきましては、「学校の木造設計等を考える研究会」というようなものを開催いたしまして、木造化の留意点等について冊子に取りまとめたところでございます。

次の（イ）現状分析のところでございますけれども、木造建築物については耐火性能について不安があるんじゃないかという声もでございますけれども、耐火性能を満たすことは十分可能だということを記載させていただいております。耐火性能が低いというふうに思われがちでございますけれども、これまでの技術開発もございまして、準耐火建築物でありますれば木造とすることが十分可能ということでもあります。また、内装につきましても多くの場合、木質化を行うことが可能となっているところでございます。

おめくりいただきまして14ページでございます。一方、コストの問題、これも非常に話題になるところでございます。木造建築物についてはコストが高いというふうに思われがちなんですけれども、同一条件下で木造と鉄筋コンクリートのコストを比較してみましたところ、表I-4などをご参照いただきたいわけでございますけれども、木造のほうがむしろ低いということがあるわけでありまして。しかしながら、まだまだ木造による事例が少ないとか、あるいは特殊な構造、デザインに凝ってしまうとか、そういうことによってコストが高くなる場合が見られるということでございます。

それから、15ページのところでございます。さらに、木質部材の供給につきまして、公共建築物の場合、JAS適合材とか、あるいは地域材とか、いろいろな条件を満たす木材を短期間で調達する必要があるということもございまして、供給体制が必ずしも十分ではないことを分析させていただいております。

続きまして、16ページをお開きいただきたいところでございます。加えて、最初のところでございますが、発注者とかあるいは設計者の理解が必ずしも十分ではないこともあるわけでございます。これらをとらえまして、（ウ）で課題ということで掲げさせていただいております。①低層の公共建築物の木造化、内装の木質化、②規模・構造の工夫等によるコストの削減、③といたしまして、公共建築物に対応した木材供給能力の向上、それから、次の17ページのところでございますけれども、④発注者や設計者への普及啓発と技術者の育成。それから、最後、5点目でございますけれども、⑤研究成果を踏まえた木造建築物に関する基準の見直し、これらが課題ではないかということで掲げさせていただいているところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして18ページでございます。（2）、2つ目の点でございますけれども、木質バイオマスのエネルギー利用についてでございます。まず（ア）のところ、最近の動向ということでございます。この中では、特に石炭火力発電所におきまして木質バイオマスの混合利用が進んでいることをご紹介させていただいております。

既に全国16カ所の石炭火力発電所で混合利用が行われているということでございます。

また、現在、経済産業省さんにおかれましては、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入についての検討が進められているということでございまして、このバイオマス発電ももちろん対象になるということでございますが、この買い取り対象については、マテリアル利用に著しい影響を与えないものに限ってということになるのではないかとということでございますが、この制度についてはまだ検討中でございますので、（P）ということで書かせていただいているところでございます。

さらに、この排出量取引の国内統合市場の試行的実施とか、あるいは、いわゆる「J-VER」を活用いたしまして、木質バイオマス利用によりますクレジット化の取り組みというものも進んできているところでございます。

次の19ページでございますが、（イ）のところでございます。現状分析といたしまして、木質バイオマスのうち、特に未利用間伐材の活用というものが非常に不可欠であるということ、しかしながら未利用間伐材等のチップ化のコストが高いという状況をご紹介させていただいております。

続きまして、おめくりいただきまして20ページのところでございます。木質バイオマスの単位発熱量当たりの価格ということで、下の図I-11のところでございますけれども、一定条件のもとで化石燃料と比較いたしますと、チップは石炭には及ばないけれども、A重油などと比べますと低いということ、また、木質ペレットについても灯油よりは低いということでありまして、木質バイオマスは条件によってこういった化石燃料と十分競合できるのではないかとということでございます。ただ、木質バイオマスの燃料機器導入コストについては、化石燃料よりも残念ながら高い条件にあることもご紹介させていただいております。

続きまして、21ページでございます。チップにつきましては、ボイラー、それからガス化電熱の併給装置、蒸気式の発電と3つが開発されているわけでありましてけれども、ボイラーの経済性が最も高いのではないかとご紹介でございます。

それから、右側のところでございますが、木質ペレットについてでございますけれども、生産量は増加しているものの原料調達が不安定ということで、1工場当たりの生産規模も小さいということでございます。また、ペレットの燃焼機器の価格も化石燃料よりは高い状態にあることを紹介させていただいております。

これらを踏まえまして、次の22ページのところでございます。左側の下のところござ

いますが、（ウ）の課題という形で整理させていただいております。

まず、①のところでございます。未利用間伐材等の低コストでの安定供給ということであります。

続きまして、23ページのところでございますが、②各種制度の活用による需要の開拓、それから、③燃焼機器導入時における初期費用の引下げ、④安定的な木質ペレット供給体制の整備、⑤新たな木質バイオマス燃料生産技術の確立、⑥消費者向けサービスの充実といったようなことが課題ではないかという分析をさせていただいております。

続きまして、24ページでございますが、最後に（3）木材の輸出について取り上げさせていただきます。

まず、（ア）最近の動向のところでございますけれども、木材の輸出額についてでございますが、これは下の図I-14をご参照いただきますと、平成13年度以降増加傾向で推移ということで、とりわけ中国と韓国で輸出額の約半分ということでございます。輸出額のうち、さらに内訳を見ますと、加工度の高い品目が大部分ということで、図I-15のところでございますが、丸太の割合は非常に低いということでございます。我が国は、これまで中国、韓国を重点国ということで輸出に力を入れてまいりまして、平成16年には「日本木材輸出振興協議会」が設立されて、取り組みを行っているということなども紹介させていただいております。

続きまして、おめくりいただきまして、26ページに飛んでいただきたいと思っております。中国の建築基準法に相当いたします「木構造設計規範」というものがあるということなんですけれども、この中でスギ、ヒノキが構造材として指定されていないということがございまして、先ほどご紹介した協議会において、この規範改定作業への参加準備というものを進めてきたということで、この改定作業の参加に関する協議書が締結されたという最近の状況をご紹介させていただいております。

そして、右側の（イ）のところの現状分析ということでございますが、まず、我が国の木材関係者は、こういう輸出先国の市場を重視した製品開発というものについては、残念ながらまだちょっとおくらしているのではないかという分析をさせていただいております。

一方、アメリカとかカナダとか北米諸国においては、官民連携によりまして、例えば中国を対象といたして総合的な輸出戦略を展開してきている。その結果として、カナダから中国への製材輸出量が増加していることなどを、この次の27ページにかけて分析させていただいているところがございます。

また、我が国から中国に輸出された木材、丸太については、製品に加工されまして逆輸入されるという事例もあるということでございまして、中国によります木材の加工貿易というものが拡大しているという状況もご紹介させていただいております。

続きまして、28ページをおめくりいただきたいと思っております。これらを踏まえまして、(ウ)の課題というところがございます。3点、挙げさせていただいております。①が輸出先国のニーズに対応した「マーケティング」活動の展開、それから、②といたしまして、輸出先国における規格・規制への対応、それから最後に、③木材輸出を推進する官民連携体制の強化という3点について掲げさせていただいているところがございます。

そして、次の29ページのところでございますが、「新たな『木の文化』を目指して」ということで、特集章をまとめまして、これからの木材需要の拡大に向けて必須となる条件整備といたしまして、(1)のところがございますけれども、素材の供給体制整備、木材製品の加工・流通体制整備、技術開発の推進、消費者理解の醸成、続きまして30ページでございますけれども、社会科学専門家の育成、関係者の連携強化といったようなものを挙げさせていただいております。

また、木材需要の拡大によりまして、林業生産活動の活性化と森林整備の促進につながるというような期待を書かせていただいた上で、木材の需要量を資源成長量に見合った規模に保つことで森林資源の維持・再生を図るべき。これは、去年の部会の指摘にも対応した記述でございますけれども、こういう記述もさせていただいております。

そして、最後、右側の(2)のところがございますが、これからの木材需要の拡大によりまして新たな木の文化が生み出されるのではないかという期待で締めくくらせていただいているというのが、今回の特集章の記述になっているところがございます。

続きまして、第Ⅱ章以下につきましては、ポイントのみご紹介させていただきます。

まず、第Ⅱ章地球温暖化と森林についてでございます。

おめくりいただきまして、まず2ページから3ページのところでございますが、地球温暖化の現状、温室効果ガスの排出状況というものをご紹介させていただいております。

おめくりいただきまして、4ページのところでございますが、森林吸収源対策でございますとか、続きまして5ページのところでございますが、森林関連分野のクレジット化の取り組み、それから、温暖化防止に向けました木材利用というものを順次ご紹介させていただいております。

飛びまして恐縮ですが、9ページのところでは、第1約束期間終了後の枠組みに関しま

して、昨年、カンクンにおきますC O P 16の結果につきまして、下の表Ⅱ－4で、カンクン合意の主な内容ということでご紹介させていただいておりますとともに、途上国における森林減少及び劣化に由来する排出の削減等の取扱い、いわゆる「REDD+」などについても記述させていただいているところがございます。

続きまして第Ⅲ章でございます。多様で健全な森林の整備・保全についてでございます。

おめくりいただきまして、2ページのところでございます。森林の有する多面的機能。これは、毎回ご紹介させていただいておりますが、省略させていただきまして、続きます3ページ以降で、森林資源が量的に充実してきている。

おめくりいただきまして、4ページの下の方の棒グラフは林野庁が非常によく使っております年齢構成のグラフでございますが、このようなことで森林資源が非常に充実してきていることをご紹介させていただいております。

また、5ページは、森林整備の推進でございますとか、あるいは6ページの花粉症対策、7ページは、森林における生物多様性の保全ということなどもご紹介させていただいております。

また、8ページの右側のところでございますが、「森林・林業再生プラン」に基づく森林計画制度等の見直しということで、これは現行の森林施業計画制度を見直しまして、森林所有者が面的なまとまりを持って、集約化とか路網とかも含めたこの計画を作成するという制度に見直すといった方向で検討を進めているということをご紹介させていただいております。

また、9ページ以降では、国民参加の森林づくりということで、ボランティアや企業による森林づくり活動とか、あるいは10ページのところでは「緑の募金」の関係、それから、11ページ以降では、地方公共団体によります独自課税、いわゆる「森林環境税」と言われるようなものでございますが、これをご紹介させていただいております。

それから、飛びまして14ページ以降は、森林環境教育などについて記載させていただいております。

そして、15ページのところでございますが、コラムという形で、最近いろいろな報道が出ております外国資本によります森林買収に関しまして取り上げさせていただいております。これにつきましては、昨年12月に農林水産省といたしまして、この調査結果というものを公表させていただいております。これについては、国土交通省さんとも連携いたしまして調査を行いまして、その結果といたしまして、外国人による森林取得事例が全国で30

件、574ヘクタールあったというようなことなどをここでご紹介させていただいているところでございます。

続きまして、16ページ以降では、国土保全の推進ということで、治山対策の実施でございますとか、飛びまして恐縮ですが、18ページ、松くい虫の関係、それから19ページは、昨年特に被害拡大ということで話題になりました「ナラ枯れ」の被害の状況でございますとか、あるいは、これもまた非常に被害の拡大が言われております、20ページは野生鳥獣被害対策の状況、それから、飛びまして22ページ、23ページで、森林国営保険、研究・技術開発の状況などをご紹介させていただいております。

そして、25ページでは、これも例年分析させていただいておりますが、国際的な取組の推進で、世界の森林の状況ということです。25ページの下では、森林面積の変化ということで、これは昨年と大きなトレンドは変わっておりませんが、アフリカとか南米で減少が続いている。また、アジアについては増加に転じているということをご紹介させていただいているところでございます。

以上、簡単でございますが、第Ⅲ章の関係ということです。

続きまして第Ⅳ章の関係でございます。林業・山村の活性化についてでございます。

おめぐりいただきまして、2ページでは、林業の現状と課題ということでご紹介させていただいております。

3ページ、林業経営の動向でございますとか、あるいは少し飛びまして恐縮でございますが、6ページからは森林組合を初めといたします林業事業者の動向、それから林業就業者の動向といったようなものを紹介させていただいております。

また、昨年の白書でも紹介させていただいておりますが、例えば8ページのところで、いわゆる建設業者との連携ということで、「林建共働」とか言われておりますが、こういう新しい動きなどもご紹介させていただいているところでございます。

それから、飛びまして恐縮でございますが、13ページで林業の再生に向けた取組ということで、これは昨年の白書のまさに特集章の分析であったわけでございますが、林業の採算性の向上を図るためには、国際商品でございます木材の価格、これについては余り大きく上昇することは期待できないということで、やはり生産性の向上というものが非常に大事ではないかということ进行分析させていただいております。そして、この「森林・林業再生プラン」の最終取りまとめを踏まえまして、施業の集約化でありますとか路網の整備でありますとか、機械化の促進でありますとか、こういったものを14ページ以下ずっとご紹介



介させていただきますところでございます。

それから、飛びまして恐縮でございますが、19ページ以降は山村の活性化ということで分析させていただいております。特に、この中でも新しい動きということで、23ページには「山村再生支援センター」によります山村と企業のマッチング活動の事例といったようなこともご紹介させていただいております。

続きまして第V章の関係でございます。林産物需給と木材産業の関係でございます。

お聞きいただきまして、2ページ以下でございますが、世界の木材需給の動向ということで、今回は北米、欧州、ロシア、中国ということで、地域別に少し分析しようという試みをしているところでございます。特に、2008年の秋以降の金融危機とか経済の悪化とか、そういうような影響でございますとか、あるいはロシアによる丸太の輸出関税の導入ということで、非常に大きく変化していることを国別にずっと分析させていただいております。

それから、飛びまして恐縮でございますが、6ページ以下では、我が国の木材需給の動向ということで、木材自給率、これは平成21年の木材自給率は27.8%ということなどをご紹介させていただいておりますのと、次の7ページ以下でございますけれども、木材輸入の関係、それから木材価格の動向といったようなものについてもご紹介させていただいております。

それから、飛びまして、12ページでは、これも例年載せさせていただいておりますが、特用林産物の関係をここで分析させていただいております。

それから、13ページ以下では、木材産業の動向ということでございます。ここにつきましても、製材、集成材、それから合板、パルプ・チップ別に動向を分析させていただいております。

それから、新生産システムの関係とか、あるいは「森林・林業再生プラン」に基づく取り組みといったようなものにつきましても、17ページあるいは19ページ以下でご紹介させていただいております。

続きまして、最後の章でございますけれども、第VI章ということで、「国民の森林」としての国有林野の取組ということでご紹介させていただいております。

お聞きいただきまして、2ページでございます。こちらでは、国有林野の役割ということで、国有林に対しまして多様な機能を発揮することには非常に期待があるということを書いていただいております。

その上で、3ページ以下でございますが、「国民の森林」としての管理運営といたしまして、国民生活を守る森林づくり、あるいは国民参加による森林づくりというような取り組みを4ページ以下でご紹介させていただいておりますのと、また、生物多様性の保全の取り組みでございますとか、そういったものにつきましてもあわせてご紹介させていただいているところでございます。

それから、ずっと飛びまして恐縮ですが、最後の14ページのところでございます。国有林野事業における改革の取組ということで、財務の健全化への取り組み、また昨年の事業仕分けの結果に基づきます特別会計の見直しというものについて記述させていただいているところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、以上が資料の1でございます。

続きまして、資料2でございます。これは23年度の施策の作成の基本的な考え方についてということでございます。いわゆる「講じよう」とする施策という部分でございます。

これにつきましては、1の(1)のところでございますように、基本法に基づきまして作成いたしまして、毎年国会に提出するというところで、特にこの林政審議会の意見を聞くということになっているわけでございます。今回につきましては、「森林・林業再生プラン」に基づきましていろいろな施策の見直しが行われているわけでございますけれども、23年度の政府の予算案、また、23年度において具体化されるものを可能な限り盛り込むということで記述させていただいているところでございます。

おめぐりいただきまして、裏側のところでございますけれども、章立てといたしましては、第I章のところ、ここは森林のもつ多面的機能の発揮云々ということで、森林整備に関するようないろいろな施策について記載させていただくということでもあります。

それから、この中で、特に最初の「○」のところでございますけれども、「森林管理・環境保全直接支払い制度」による間伐等の推進ということを新しく加えさせていただいておりますのと、最後の5つ目の「○」、「国際森林年」の取組、このところも今回新しい記述ということで加えさせていただいているところでございます。

第II章以下は、「林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化」、「林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上」、「森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及」、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進」、「持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進」というように、基本的には昨年と同様の章立てで、講じようとする施策を構成したらどうかというふうに考えているところでございます。

以上、私のほうからご説明させていただきました。ありがとうございました。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。

非常に多岐にわたった膨大な内容で、非常に簡潔、明快に……。余り膨大過ぎて追っかけられないところも随分あったんですけれども、ご説明いただきました。

資料といたしましては、「平成22年度森林及び林業の動向」ということと、あと1枚なんですけれども、「『平成23年度森林及び林業施策』の構成」ということでございます。

これから12時までということで、1時間10分ということになりますが、これから委員の方々にご意見をいただきたいと思うんですが、まず最初に、ちょっと事務局にお伺いしたいことなんですが、施策につきましては、まだこれからということでございますね。ですから、多くの内容、ご意見というのは、こちらの資料1のほうですね。林業白書に関するということということで、よろしいでしょうか。

○牧元企画課長 そのようにお願いいたします。

○鮫島部会長 既にかなり練って作り上げられてきたものですね。それで、これから意見を出すことにつきましては、内容に関して不明な点、あるいはさらに検討いただきたいことということですが、全体としての構成ということに関しては、大きくはもういじれないという考えでよろしいですね。

○牧元企画課長 そこはもう去年の10月の施策部会でご了解いただいたというふうに考えております。

○鮫島部会長 追記というのは、ある程度は可能なんではないでしょうか。

○牧元企画課長 個々の事項について、こういう事例を加えてほしいとか、こういう記載を加えてほしいというご意見は、もちろん大いにいただきたいというふうに思います。

○鮫島部会長 ということでございますので、そのことを踏まえていただいて、前任の方々がもう既にかなり作り込んできたものであるということをご理解の上、ご意見をいただきたいと思います。

余りにも膨大で、まず全体を通して何かご意見をいただいて、それから、ある程度章を切って、ご意見をいただいたほうがいいかなと思います。

まず、全体を通して何かご意見のある方、ございますでしょうか。

○鈴木委員 全体というと、ここまでき上がっているものの全体というのはあれなんで、ことしすぐにこれにというのではないんですが、今ご説明を伺っていて、体裁上でちょっと気になりましたのは、物すごくいろいろなグラフが入っているんですけれども、グラフ

ごとに横軸の時間軸が、戦後すぐから始まっているものから、ここ数年のものまで各種あるわけですね。データの質とか課題によって、時間軸が長いもの、短いもの、いろいろあるのはわかるんですけども、これだけ1つのものに載ってくるということを前提に、何種類かにそろえるとか、そういうあたりを意図的に検討されるというのが、将来には要るのかなと。

特に、森林資源とかは長期に管理して結果が出ていく話ですので、直近のトレンドということもありますが、これから50年、100年の計画ということで森林の計画というのは出てくるわけですから、そういうのに相当するグラフが何種類かあると思います。それを時間的に考えてこの軸を使っているというような種類を考えていただくと見たときにわかりやすくなるのかなということを考えています。

○牧元企画課長 ご指摘ありがとうございます。

今、鈴木先生からお話がありましたように、一つには事柄に応じてどの程度の幅をとるのかという話と、それからあともう一つは、そもそもデータがあるかどうかという物理的な制約と両方あるかと思うのでございます。確かに、ご指摘のように、ここは少し考え方を整理させていただきたいというふうに思います。

今回の白書にはどの程度間に合うのかというのは、検討してみないとあれですけども、少なくとも来年以降、考え方を少し整理させていただきたいと思います。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。

島田委員。

○島田委員 考え方として、「国民の森林」としての国有林野の取組についてですけども、基本的には木材供給であったんですよ。ところが、木材供給のみならず今度は公益性を半分ずつ分散した森林づくりというのが出てきますよね。その中で、我々、今、森林は国有財産だよというのを頭に置いて、個人の財産も公益性を持っていくものであれば、森林を放棄される部分が多くなってきたんですよ。国有林を「国民の森林」として位置づけるんじゃないかと、すべての森林を「国民の森林」として位置づけられるような考え方は、そうであれば行政に、個人の森林を放棄する部分は、「国民の森林」として地球温暖化防止対策と生物多様性の保全ということに公益性を持ってもらう公共事業として取り組めるんじゃないかなと思うんですよ。ここの中に国有林野の取組みということで明記されれば、そういうのは難しいんじゃないかなという思いがするんですけども、いかがですか。

○牧元企画課長 ご指摘のように、森林全体はもちろん「国民の森林」だというふうに確かに思うわけでございまして、もちろん国有林に限ったわけではないということなんですけれども、ただ、第Ⅵ章にこういう題をつけさせていただいたのは、国有林野においても、国民に開かれた森林というような視点を大事にして、森林の管理・運営などを取り組んでいきたいという思いでございまして、もちろん民有林も含めて「国民の森林」という意識でございまして。

そのあたりのところはほかの、例えば森林に関する章などでも、できる限りそういう色を出したつもりでございましてけれども、また個別の記述なりについて、ここをもっと書き込んだほうがいいのか、ご指摘があればぜひお願いしたいと思っております。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。ほかに。

土屋委員。

○土屋特別委員 全体ということで、これは構成上難しいかもしれないんですが、「森林・林業再生プラン」の検討にかかわったのは鮫島部会長と私だけではないかと思うので、その立場から言わせていただきます。

「森林・林業再生プラン」はトピックスでも取り上げておりますので、そこでまた意見は述べるとして、ほかのところでもいろいろ項目を立てて「森林・林業再生プラン」について書かれています。目次を見ても、小項目の中で「森林・林業再生プラン」というふうに書いてあるところもたくさんあって、よく見ればわかるんですが、ことしはプランの直後の白書だということだとすると、読まれる方の中で、「森林・林業再生プラン」は実際どのぐらいやっているんだ、どうなっているんだということを中心に意識されている方もいらっしゃる。そうすると、ぱっと見たところ、トピックスだけに書いて、それだけだと思ってしまふところがあるような感じがしまして、ほかのところどこに書かれているのかというのは、まとめて、これについてはここに詳しく書いてある、これについてはここに詳しく書いてありますという一覧表のようなものがどこかにつくといいのではないかというふうに思います。

○鮫島部会長 非常に貴重なご意見だと思います。

○牧元企画課長 本当に貴重なご意見、ありがとうございます。ご意見に沿ったような形で少し整理した表をつける方向で検討させていただきたいと思っております。

○鮫島部会長 ただいまの全体の構成の中では、特に「森林・林業再生プラン」関係で、去年、1年間ずっと議論してきたものをちゃんとそこにわかるように置いたらどうかという

ご意見です。

ほかに、全体の構成も含めて、何かご意見ございませんでしょうか。

豆原委員、どうぞ。

○豆原特別委員 全体の構成にかかわるといったほうがいいと思うんですけれども、第IV章に多分一番関係深くなると思うんですけれども、結局、今の林業の採算というか、林業を業としての採算という問題が一番大きな問題として横たわっているわけですよ。それに対して、今回の「森林・林業再生プラン」でいろいろな取り組みプランを個別に各項目に的確に書かれておるわけなんですけれども、育林コストは実際に幾らかかるのかということに関しては、地域によってあるいは樹種によっていろいろ幅があると思うんですけれども、そういうことも国民にある程度わかるようにしてもいいんじゃないか。

それに対して、こういう手順で、こういうようにやりますよとほとんど盛り込まれているわけなんですけれども、育林という観点からは、もう少し切り込んでもいいんじゃないかなというようなところも感じますので、その辺をもし加えられるのであれば、加えていただければいいなというように感じました。

○牧元企画課長 ありがとうございます。

昨年の白書の特集章でも分析させていただきましたように、今、豆原委員からご指摘あったように、育林のところに大変コストがかかって、ここをいかに生産性を上げるのかというのは大変重要な課題だというふうに思っております。去年の特集章だったら、特にそこは詳しく載せさせていただいたんですが、ご指摘を踏まえて、ことしの白書の中でもエッセンスなり、あるいは新しい動きなり、紹介できるかどうか検討させていただきたいと思えます。

○鮫島部会長 どうもありがとうございます。今のご指摘も大変重要なご指摘だと思います。森林に道をつけて、木を出して、木を使ってというところに話が来ているわけなんですけれども、その中に、必ず木を植えて育てて、それで日本の森林の齢級を平準化させるという非常な大目標があるわけで、まさにそれを支えていくためには、その辺の議論というのが非常に重要だと思います。

ほかに何か。

藤原委員。

○藤原委員 幅広に丁寧に記述していただいております。

理解が浅いかわからないんですが、トピックスの頭に、先ほど話題として出ています

「森林・林業再生プラン」、10年後の木材自給率50%以上を目指すと書いてあるんですが、この間、最後の流れまでずっと見て、施策提案的なことはいっぱいございます。それが10年後に果たして50%が達成できる分がこの中でどういうところに入っているのか。これを先ほど先生から一カ所にまとめてというお話もあったかと思うんです。

ただ、その工程なり、そして現状のいわゆる自給率の分子・分母のとらまえ方、さらに、10年後、その分子、分母がどういう形で変化していくのか。そういうあたりとあわせて、工程的な面の記述がどこかにあればありがたいかなと、そのように考えました。

○牧元企画課長 ありがとうございます。ご指摘のところは確かに一番ポイントというか、注目されているところだというふうに思っております。

ただ、その50%に向けてどういう工程をつくっていくかとか、あるいはどういう手法でその50%を目指していくのかとか、それはまさに林政審議会の本審議会のほうで「森林・林業基本計画」を今後ご議論いただく上で、むしろ中心的なテーマの一つではないかなというふうに思っております。白書の役割とすれば、その前段階の現状分析ということで分析するというのがメインではないかなというふうに思っております。

そのような観点で、個々の施策については検討中のものも多いものですから、ペンディングがついていたりとか、ちょっと不十分な記述があったりというような面はあろうかと思えますけれども、これまでの議論の流れなり現状なりで書けるところは極力白書に落とさせていただいて、今後の工程なり施策の展開については、まさに今後の基本計画の議論のところでもたご議論いただければというふうに思っております。

○鮫島部会長 そうしますと、今、「森林・林業再生プラン」の取りまとめのときには工程表が出てきましたけれども、あれは、あれに基づいてまだこれから審議しなければいけないということで、もしかすると、願わくはと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、来年の白書ぐらいにはその辺がまた見えてくるような考え方でよろしいでしょうか。

○牧元企画課長 ぜひ、来年の白書にはよく記載させていただきたいと思えます。

○鮫島部会長 まだ進行中であるということで、22年度のこちらもとりまとめということで、今までのものも大切に継続していくものは継続していく。それから、改革するものは改革するという、両方を見なければいけないということで、まさにそのちょうど中間のところにいるということで、いろいろ取りまとめられる方、ご苦労があると思えますけれども、よろしくお願い申し上げます。

ほかに、どなたか。

では、井上委員、よろしく申し上げます。

○井上委員 今、企画課長の説明で、ずっと文字をフォローしていったんですけども、木材輸入と木材輸出の記述の割合が、どうも輸出に随分偏っていて、木材輸入の現状ということがさらっと、本当に4分の1ぐらい、木材輸入の減少傾向以上という感じで、木材輸出については中国の細かい市場動向の説明とかを含めて相当なページを割いている。それから、木材輸入については、後ろのほうで各品目別に輸入がふえている、減っているみたいなことが、製材はどう、合板はどう、集成材の輸入品が多過ぎるというふうに書いてある程度なんですね。

ところが、木材は、ご存じのように国際マーケットの商品なわけですよ。日本の場合は、これだけ森林が育ってきているにもかかわらず、いわば太っている人にもっと食事をさせるように輸入品がどんどん入ってきちゃって、余り悪口は書けないんでしょうけれども、輸入品でこれだけ日本の市場が占められているという実態を、木材自給率が二十何%に上がった、残りは輸入品だよというだけではなくて、ページの記載の中にこれだけ輸入があるんだということをもう少し入れることで、初めて森林及び林業の動向について、国民に広く知らしめるということの効果があるんじゃないかなというように思うので、木材輸出だけではなくて、もう少し輸入にページ数を、1ページぐらいでもいいとは思いますが、割くようにされたほうがよろしいんじゃないか。国民にその実態を大きくアピールすることにもつながるんじゃないかなというふうに考えます。

○牧元企画課長 ありがとうございます。

輸出に少しページを割きましたのは、今回が特に木材の需要というか利用の拡大面でどんな可能性があるのかということの現状分析という意味で、注目すべき動きということで公共建築物とエネルギー利用と並んで取り上げさせていただいたということもありまして、確かに実際の量に比べると記述の分量が非常に多くなっているというのはそういう観点だということでご理解をいただければというふうに思います。

ご指摘ございましたような輸入について、もう少し分析というか、国民にきっちり伝えるべきじゃないかということについては、記述についてまた検討させていただきたいと思えます。

○鮫島部会長 ほかに、全体のことについてご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、もう順を追って大体章ごとに行くほうがいいと思えますけれども、ご意見を



いただきたいと思います。

最初に、はじめに、それからトピックスということですね。それを見ていただきたいんですが、これはもう既に出てきたこともあるかもしれませんが、何かご意見がございませんでしょうか。

それでは、荒谷委員、よろしくお願いします。

○荒谷特別委員 トピックスの3ページ目の一番下のところに、フォレスター等の人材の育成ということで、フォレスターの人材育成の簡単なこれからの動きみたいを書いてあるわけですが、人材育成の中で川下の人材育成もあるんですよ。川下の人材育成というのは、林野庁でそういうことを言い出したのは初めてじゃないかと私は思うんですけども、極めて重要なポイントだと私は思うんです。

そして、この3ページの記述も、ここで「フォレスター等の」というふうに入っているが、下の記述がもう本当にフォレスターの人材育成みたいなことなものですから、川下のこともここに簡単に入れられたらという気がいたします。

○牧元企画課長 ありがとうございます。

川下の人材育成の重要性については、先週の林政審議会の本審議会においてもご指摘のあったところがございます。ご指摘を踏まえまして、この人材育成のところは記述の強化を少し検討させていただきます。

○鮫島部会長 ほかに。

それでは、加賀谷委員。

○加賀谷委員 トピックス3のフォレスターの上の、低コスト化に向けた路網整備等の加速化のところなんですけれども、「森林・林業再生プラン」の検討というか、具体的なことに関してはこれからというような全体的な表記がある中で、ここだけ具体的に「10トン積み程度」という数値が出てくるんですけれども、これが全体の中では非常に唐突感があるかなという感が否めません。これからというところでもあるので、ここについての数字の表記がどうなのかなと。ちょっと違和感があるなというのが感想です。

○牧元企画課長 ありがとうございます。

ここににつきましては、特に路網の整備が非常にポイントであるという中で、路網につきましても、今回こういう「林業専用道」、「森林作業道」というような区分けができたことをご紹介したいと思ひまして、それをどう端的に書いたら短い中でご理解いただけるのかということで、このような記述にさせていただいたんですが、整備課長から何かございます

か。

○肥後整備課長 整備課長でございます。

前回の林政審議会の場合でも加賀谷委員からご意見をいただきました。まだお答えさせていただいていませんけれども、「10トン積みトラック」というメルクマールについては、効率性の向上という点と、今までの林道のイメージと違う、「林業専用道」の木材の搬出のためというイメージを強調するために提示したものです。10トン積み程度のトラックが走るものということで、「林業専用道」にそういう修飾をつけて考え方を整理してまいりましたので、若干象徴的で、ここだけ目立つ感じがするというご指摘ですが、私どもとしてはこれが今回の「森林・林業再生プラン」のキャッチフレーズにもなっている部分であると考えています。ご指摘を踏まえて、この前のご指摘の分も含めて、もう少し検討させていただきたいと思います。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。特に、ここは具体的に強調しておきたかったということですか。

どうぞ。

○加賀谷委員 どうしてもというわけではないんですけれども、数値的な目標という意味では、例えば作業道ヘクタール当たり何メートルという数値も目標として掲げられるということで路網整理を推進するというのが「森林・林業再生プラン」には出ていたかと思うんです。そういった数値ではなくて、あえて「10トン積み」という数値目標を掲げるのであれば、ほかの数値もあってもいいんじゃないかなと逆に思ったりもするので、ちょっとご検討いただきたいというところです。

○林業・木材産業情報分析官 この「10トン積みトラック」は、数値目標というよりもむしろ「新たに」というところに意味がありまして、路網の中でも一般交通も含めて、林道のほかに新たに「林業専用道」、それから、林業機械が走る「森林作業道」の規格を設けたということが、今回の書いている趣旨でございます。

そういうことで、文章については、今日いただいたご意見も踏まえまして検討したいなというふうに思います。

○鮫島部会長 上安平委員。

○上安平委員 多分、加賀谷さんがおっしゃっていることと同じだと思うんですが、この「10トン積み程度」というのがひとり歩きしているからちょっと違和感があって、この「10トン積み程度のトラック」が走るということはどういうことなのかをご説明いただきたい

ということなんじゃないでしょうか。

つまり、「10トン積みだとどういう機械が」、「なぜ10トン積みの林業専用道が必要か」ということを、数字ではなくて機能で説明するともうちょっとご理解が得られるのではないかという気がするんですが。

○肥後整備課長 前回の林政審での宿題ということで、次回までの間にお答えさせていただきたいと思っています。象徴的に「10トン積み」を使っていますが、加賀谷委員のご指摘にもあったように、従来は2トン積みとか4トン積みとかいうことで、私どもは中出しと言っていますけれども、一遍山元に近い土場まで材を持ってきて、そこで10トン積みのトレーラータイプのトラックに積みかえをするという2段積み、3段積みの集荷方法ということ想定する場合があります。

本来は、林道というものをトラックが走る。それから、一般の車も走るということで、そこに材を集めてきて、一回の積み込みで市場なり製材工場なりへ直接持っていくということが理想だったわけですが、日本の場合は林道の延長とか、その先の路網の延長が非常に低位にあるものですから、一遍小さなトラックに積みかえて、それから大きなトラックに積みかえてということをやっておりました。今回、木材自給率を50%まで持っていくということになると、まさにその流通の部分はどう変えていくかということが大事だということで、2トン、4トンのトラックで運び出して、2段、3段で集材していくというシステムに比べて、一挙に10トン積みのトラックに積み込めるような道の整備をすると、一回の積み込みでそのまま市場へ持っていけるとか、製材工場へ直送できるとかいうところで、私どもとしては10トンと2トン、4トンの2段構成でやる場合を比較すると大きなコストの格差が出るということを考えております。そこで、この場合はこのぐらい、この場合はこのぐらいという、あくまでもこれは机上の標準的な試算ではございますが、それに基づいて「10トン積み」はこういうふうに効率よく搬出、集材ができるということに基づいて、路網・作業システム検討委員会の中でご議論いただいて、「10トン積み」というのがある意味メルクマールとして、これだと今までのコストがとにかく半分とか3分の2まで削減できるということを根拠に、「10トン積みトラック」が走れる道というものを新たに「林業専用道」という名前で設けましょうというご議論をいただいて、決定いただいた。これは、今回、「森林・林業再生プラン」の山側の流通改革というところで、一つの大きなポイントとして検討委で決めていただいたものですので、こういう形で取り上げました。

搬出コストが半分程度になる「10トン積みトラック」の流通体系を目指す、その一環となる「林業専用道」というような書き方がふさわしいのかもしれませんが、「10トン積みトラック」が走行できるというところに集約したということでご理解いただければと思います。

○鮫島部会長 そうしますと、流通の効率化、低コスト化という、その辺の文言を少し盛り込んでいただくと、今のご質問に対して、なぜこれが必要なのかということがわかると思うんです。

○肥後整備課長 そうですね。山側での集荷の合理化。

○鮫島部会長 そこは重要なポイントなので、盛り込んでいただきたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 ご説明はわかるんですけども、従来、林道というと、世の中でいろいろなお批判がありますね。あるいは、これまでの大規模林道でも、環境アセスメントの範疇になるようなものもありますが、従来でもそうだったところが、10トン積みの規格とかいうことになると、そのあたりの議論というのかなり丁寧にやっていく必要もあろうかと思うんです。だから、ここら辺の説明は、「10トン積み」という数字だけぽんと出てきたのでは、ちょっと心配なところは確かにあろうかと思っています。

○鮫島部会長 これも大変貴重なご意見で、実際に現場へ行っていろいろなことを想定しなければいけないので、それはそれで検討いただくということで、ここはその目的を明確にするということで、一応、この件に関しては取りまとめさせていただきたいと思います。

ほかにトピックスで特に気になる点がもしございましたらご指摘いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○島田委員 生物多様性の問題なんですけれども、17種類の保安林がありますよね。水源涵養保安林は特に生物多様性の森だと思うんですが、保安林との絡みというのはいないんですか。別にこれをつくるということでしょうから、実際、保安林は指定されて、今管理しているわけなんですけれども、新たにまたこういう森をつくるということなんです。

○鮫島部会長 どの部分ですか。

○島田委員 生物多様性です。

○鮫島部会長 何ページですか。

○島田委員 5ページです。

○鮫島部会長 特に記述としては、どの部分ですか。

○島田委員 生物多様性に関する新たな国際的目標ということにありますけれども、指定されているのは、保安林もありますよね。その絡みです。

○本郷計画課長 お答えします。

島田委員がおっしゃられるような生物多様性を保全するというこの取り組み、あるいは愛知目標ということで保護区域を広げるといようなことが決議された陸域、内陸水域については、17%まで広げるとい部分のことだろうと思いますけれども、この保護地域と言われるものがどういう性格のものであるかということについては、これからの議論ということで、保安林も一つの可能性というふうには考えておりますけれども、生物多様性保全のための保安林という考え方ではなくて、森林の生物多様性というのは多様な森林がバランスよくあることがそもそも生物の多様性を維持していくという意味で、それ以外の本当に原生的な自然を、原生的な固有の種類を維持するというものについては、私どももこれまで保護林なり、保健的な意味の保安林にもあると思いますけれども、すでに保安林というシステムを使っているということで、必ずしも新たな保安林をつくるということではない。ただ、保護区域を広げなければいけないというので、その考え方をどこに持っていくかというのはこれからの議論ということでご理解いただければというふうに思っております。

○島田委員 わかりました。

1つは、保安林に指定すると、以前から気になっていた外国資本が山林を買われますよね。保安林に指定すると、そういうものが規制されるわけですよね。伐採もそうなんですけれども、大規模面積を伐採することも、保安林に指定するとある程度規制されますから、大量伐採というものが無いわけです。植林も可能になってくるから、生物多様性も、そういう規制がもしかけられれば、これからの森林の保全というのはできるんじゃないかと思えます。今までそういうのがなかったから、今大きな問題になっていると思うんですよね。

○鮫島部会長 ご指摘のこと、大変重要だと思うんですが、時間も一応気にして、今のご意見はまたご検討いただくということで、白書だけが問題ではないと思えますね。ですから、ご検討いただくということで、前に進めさせていただいてもいいかなと思えます。

ご質問されるときは、白書の中で特にこの点ということで、何ページのどの箇所についてという前置きをして、それでご質問するという形でやっていきたいなと思えます。

私、12時と申し上げたんですが、進行表を見ると11時45分ぐらいをめぐりと書いてあるので、あと30分もないので少し急ぎたいと思えます。

それでは、トピックスで具体的にこの行のこの文言がちょっとというところがもしありましたらお受けしますが、なければ、第I章が今回の白書の中では非常に特徴的な位置づけだと思うんですが、この第I章について何かご意見等をいただければと思います。

上安平委員、よろしく申し上げます。

○上安平委員 まず、4ページの需要関係のところなんですけれども、パルプ・チップ用材も伸び悩み。割と需要の分析の中では簡単に述べられているような気がするんですけれども、パルプ・チップ用材というのは、読みますと非常に大きな比重を占めていますよね。

ところが、多分これから先、パルプの需要は伸び悩みという程度で済むかどうかなというのが、私は消費者側の立場から言うとすごく気になるんです。オフィスや何かのペーパーレス化というのも、最初は大混乱して、かえって紙がふえちゃったというのものもあるんですけれども、どんどん進んできて、若い人なんかはほとんど紙を使わずに仕事をしている状態です。ですから、紙の需要も少なくなっていると思います。それから、新聞なんかも、購読者がどんどん減っている。あるいは、電子書籍化の動き。日本はたくさん出版物が出るらしいんですけれども、そういったものがどんどん電子書籍化していってしまうと、これは結構心配なんじゃないかなというのが、割にさらっとここでは言っているので、これはデータとして何か軽く見ていいというのがあればいいんですが、その辺がちょっと心配になりました。

それから、公共建築物に関してなんですけれども、14ページにコストのことが書いてあります。この書き方をさらっと拝見しますと、例えば14ページの右側の枠の中に「木造の方が建築コストが低い場合もある」という表現になっております。それで、この表I-4なんかを見ますと、ひょっとするとかなり用心して書いていらっしゃるというニュアンスがあって、本当は余りそうじゃないのかなという気がちょっとするので、もしそうなら、余りそれを正直に出すと、かえって何か、一定のものはやっぱりだめなのかなと読んだ人が感じちゃったら、ちょっとご趣旨に沿えないんじゃないかなという気がいたしました。

以上の2点です。

○鮫島部会長 それでは、どなたか。

○淵上木材産業課長 パルプ・チップのほうは、ご意見を踏まえまして、少し記述を何か考えていければと思います。

○池淵木材利用課長 公共建築物の整備コストについては、もう少し書き方を工夫いたしますが、基本的には、工夫の仕方によって鉄筋コンクリートより安く整備できるケースも

多くなっています。これは規模にもよりますし、ケースによってさまざまですので、少し書き方を考えさせていただきます。

○鮫島部会長 それでは、これは修文していただけるということですね、今のご意見について。

井上委員。

○井上委員 第I章についてということですが、時間がないので箇条書き的に。

I-3 ページです。グラフがあるわけですが、この中に緑とブルーとオレンジということで、製材、紙パルプ・チップ系、それから合板用、その他というふうに需要量が書いてあって、ここには合板の記載があるわけで、その他のボリュームから考えると、このだんご3兄弟が一緒になって国産材とかいろいろ使っていかなきゃいけないのかなというように思います。

それにもかかわらず、次のI-4 ページについては、製材用材の記載とパルプ・チップの記載のみになっていて、合板類の記載がないわけですね。この合板の記載をぜひ入れていただきたい。そういうふうに考えます。

それから、I-6 ページの表I-1 なんですけれども、この資料が2002年ということで、随分古い10年前の資料を前提にされているのかなというふうな印象を受けますので、これをできるだけ新しいものにしていただきたい。今度、合板協会は10年たって、木をむいていくわけですが、今まで50センチとか60センチぐらいまでしかむけなかったのが、今は3.3センチまでむけるわけです。一番新しいロータリーですと、直径が80センチぐらいある木を割りばしの細さまでむくことができ、相当生産性が上がっております。そういうことから考えると、10年前の資料をもとに、1立方当たりの木材使用量を記載して、それ前提に文章を書くと国民をミスリードすることになる可能性があるのでは、これは正しくしていただきたい。

それから、同じページですが、住宅分野というジャンルの中に、製材、集成材とかもあるんですけど、管柱と梁・桁と横架材についての具体的な指摘はあるんですけど、合板とか、床材とか、角材とか、屋根下地とかいうような面材についての記載がないわけですね。豆原会長には怒られちゃうかもしれませんが、製材の柱材はもちろん大事ですが、今面材も随分住宅分野に使われるようになりましたので、面材についての記載も一、二行入れていただきたい。

それから、I-8 ページですが、今度は住宅分野以外ということです。ここには

(ア) (イ) (ウ) (エ) ということで、住宅以外の建築物、土木工作物、日用品、エネルギー利用等々記載があるわけですが、ここも面材の部分の記載が抜けている。住宅分野以外でも面材を利用するというのは、例えばコンクリートの型枠合板とか、敷き板ということで、建築重機が通るところに鉄板が敷かれているわけですが、これも合板とか、その他面材にすることによって、一挙に国産材比率が高まっていくことになるかと思えます。JAS規格のない世界のことなので、木材化は非常にしやすいというふうに考えますので、ここにも住宅分野以外に、コンクリートの型枠とか建築現場の敷き板とか、それから、もうすぐカミングする統一地方選挙じゃないですけども、選挙用のポスターの看板とか、そういう住宅分野以外でも面材を利用する。面材を利用ということは、そこに国産材木材も織り込んでいけるといふことにもなるので、その記載もぜひ入れていただきたい。

それから、I-13ページなんですけれども、耐火性能を満たすことが可能であると。これはもうまさにそのとおりで、「木イコール燃える」という発想から、木を燃えにくくするというのも、薬剤を処理に使うこととか、我々面材の分野ですと、9ミリとか2.3ミリのだと火をつければ燃えますけれども、24ミリとか35ミリでやると、真っ黒に炭化はしますけれども火は出さないわけです。そういうことで、耐火性能を高めることができるような厚い合板が今は主流になってきているので、ぜひそこにも「合板の厚手化」というような文字だけでもいいんですけれども、入れていただきたい。

それから、I-15ページとI-16ページについても、製材、柱材関係の記載しかないので、ぜひ面材の記載を入れていただきたいと思えます。

それから、I-29ページ、木材製品の加工・流通体制整備ということもあるんですけども、ここにも乾燥材とか大断面部材とか、プレカット加工とかというような専門用語が幾つか並んでいるんですけども、ここも厚い合板とか、そういうものの記載をぜひ入れていただきたいというふうに思います。

それから、我々民間企業は国際マーケットの中で輸入材とか輸入製品と戦いながら、国内で雇用を確保しながら地域経済を豊かにするために林業の山元の近くで製造を進めているわけなので、これは先ほどの繰り返しになってしまうのかかもしれませんが、世界的に見て日本って木材市場が大きい国ですよ。そこに輸入というものがどんどん入ってくるわけなので、その記載もできるだけ入れていただきたいというふうに思います。最後、繰り返しになってすみません。



○鮫島部会長 大変たくさんで、いろいろな現場をよくご存じの方の発言だと思うんですけども、いただきました。お答えいただきます。

○牧元企画課長 いろいろいただきました面材に関する記述の充実とか、データの充実については検討させていただきたいと思います。

それからあと、データが少し古いというところについては、データを確認させていただきまして、更新できるものは更新させていただきたいと思います。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。

荒谷委員。

○荒谷特別委員 第Ⅰ章なんですけれども、木材がこういう格好で特集として扱われたというのは極めて珍しいんじゃないかと思えます。

細かいことは今ご指摘がありましたけれども、Ⅰ章の特集と後ろのほうのⅤ章を見ると、素人でもかなりのことがはっきりとわかる。そういうところでは、今度の特集というのはよかったなという気はしています。

もう一つ、特集で副題がありますよね。「新たな『木の文化』を目指して」という副題がある。白書で「木の文化」というのが出たのも珍しいんじゃないか。僕の記憶では、ちょうど10年前ぐらいに木の文化と木材の文化、新しいそういうものを目指してみたいな記述があったが、極めて珍しい副題がついて粹な気がしました。

ところが、これを読んでいくと、林野庁の考えている「木の文化」なるものは何なのかというのがよくわからない。ずっと読んでいって最後、Ⅰ章の最後の30ページのそれも最後のところに来て、(2)「新たな『木の文化』を目指して」というところの最後で「我が国では古来より多様な森林資源に恵まれていることから木材を適材適所へ対応する木の文化が培われてきた」というのがようやくここに来てあるわけですね。

そうなってくると、読者として読んでいて、副題で「新たな『木の文化』を目指して」という大きいあれがありながら、林野庁は「木の文化」で何を考え、何をもって「木の文化」と言うのかというのが、読みながらどうもよくわからない。それで、中の記述はどちらかという今までの記述に似たような記述ですね、記述の仕方とすれば。できれば僕は最初がいいと思うんですけども、林野庁は「木の文化」というものをどう考えているのか。そして、それに向けた施策として、行動として次のようなことがあるよというようなことじゃないかなという気がするんですね。

ここでせつかく「木の文化」という言葉が使われたんだから、林野庁の持っている「木

の文化」とは何なのかというのをもっと明確に膨らませていくほうがいいんじゃないかという気がします。

○鮫島部会長 これはかなり大きなご指摘だと思うんですが……。

○牧元企画課長 ご指摘、ありがとうございます。

最後にしか書かなかったというのは、やや自信のなさのあらわれだと思って反省しているところなんでございますけれども、今ご指摘をいただきまして、非常に力強く受けとめさせていただきましたので、ぜひご指摘に沿ったような形でもう少し書きたいと思います。

思いとしては、要は木を使うということが、経済的な面はもとよりですけれども、経済的な面以外の社会とか生活様式とかいろいろな面にインパクトがあるんだという思いを込めて、ことしはこういう副題にさせていただいたんですが、少しそういう思想が出るような形で工夫させていただきたい。

○荒谷特別委員 やはり、量的に多いというのは文化じゃないと思うんですね。量的には、日本は戦後ずっと多くなっていったわけだけでも、それで新たに質的なものも考えながらの新しい文化を目指すというところをぜひもう少し入れていただきたいというふうに思います。

それと、幾つかあるんですけども、新たな「木の文化」ということになると、大きく言えばここに入っている公共建築物の木造化みたいなのもそうですし、もう一つ、これは去年の白書に出ただけだけでも、長期優良住宅ですね。大きく見れば、長期優良住宅とことしの公共建築物の木造化、これが大きいきっかけになるんじゃないかという気がするんです。そうなってくると、ここで去年言ってしまったからというところがあるのかもしれませんが、長期優良住宅に対する記述がⅠ－7ページで4行ぐらいしかない。これを新たな「木の文化」の構築ということと絡めて、もう少し膨らませたほうがいいんじゃないかという気がします。

○牧元企画課長 ありがとうございます。ぜひ検討させていただきたいと思います。

木材産業課長のほうから何か補足のコメントは……。よろしいですか。

長期優良についても、少し記述の充実を検討させていただきたいと思います。

○荒谷特別委員 それと、もう一点。

○鮫島部会長 じゃ、短くお願いします。

○荒谷特別委員 木材の話になったので、Ⅴ章の11ページ。合法木材と森林認証の話がここでかなり説明されているんですが、さっき第Ⅰ章の木材需要の拡大ということをもう一

つ念頭に置けば、ここの合法木材と森林認証材がさっき言った公共建築物の中に合法性云々というのが入ってきますし、また、長期優良でも住宅補助に対して合法性だとか森林認証ということが言われているんです。ここで少しそれを入れられたらという気がします。以上です。

○牧元企画課長 V章の確認の中でまた検討させていただきたいと思います。

○鮫島部会長 自分でやってみるとよくわかるんですけども、大変時間が短いということで、どんどん時間がなくなっているんですが、I章は大体よろしいでしょうか。

それで、多分、読んでいただいておりますの点と質問したいなということが当然あると思うんですね。これは、委員から事務局のほうに質問としてメールを送って、それに対してQ&Aみたいな形でまた委員に送り返して、会議と会議の間で少しやりとりをしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そういうことは可能でしょうか。

○牧元企画課長 そのようにさせていただきます。

○鮫島部会長 そうしましたら、細かい点について、またメール等で質問して、それで次回にそれを資料としてつけて検討するということがいかがでしょうか。

私、これは誤植じゃないかなと思ったところがあるんです。I-25ページの図I-16、これは単位は合っていますか。4,000万立方メートル近くあるけれども、これは400万……。25ページの図I-16です。

○牧元企画課長 中国ですか。

○鮫島部会長 これは中国におけるということですか。だから、中国がこれだけ輸入しているということですね。わかりました。

それでは、I章はこのくらいにして……。

豆原委員。

○豆原特別委員 今の「新たな『木の文化』」に関連してです。今まで木を育てて、いいものが育ってきているわけですけども、その価値がぐんと下がっている。それを生かすのは、我々加工業者の立場が非常に大事なわけですけども、生活様式の変化でそういうものが不要になってきているというか、やはりそれを生かしていくのが日本の林業を生かしていくことにつながると思うんですね。そこは需要という観点からちょっと切り込み記述を加えていただけたらという、我々の立場の宿題でもあるわけですけども、参考までに意見を述べさせていただきます。

○牧元企画課長 ありがとうございました。

思いはまさに、豆原委員が今言われたような思いでやらせていただいておりますが、具体の記述でここはぜひというところがあればまた追加でご指摘いただければと思います。

○鮫島部会長 それでは、もうⅡ章以降ということで、これは分けていると余りにも時間がないので、第何章のどこという形でご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

加賀谷委員、よろしく申し上げます。

○加賀谷委員 2つございます。

Ⅱ章の6ページ、7ページ、カーボンオフセットについてなんですけれども、政府が進められているJ-V E R制度が詳しく取り上げられていますが、民間のカーボンオフセット制度もあると思いますので、国民目線からすると、民間取り組みも少し記述があってもいいのかなということでご検討いただけたらと思います。まだ下に空間もあるようですので。

もう一つは、Ⅲ章の4ページ、齢級構成表なんですけれども、この前から若干気になっているのは、齢級構成が17齢級までしかいつも記述がないんですけれども、長伐期化に向けてということであれば、100年以上のもののストックというのもちよっと見てみたいということがありますので、この齢級構成をもう少し長く取り上げていただくことはできないのかなというふうに思いました。

以上です。

○牧元企画課長 ありがとうございます。

後段の齢級構成については、データの確認をして検討させていただきたいと思っております。

前段のカーボンオフセットのほうは検討させていただきたいと思っております。

○鮫島部会長 それでは、鈴木委員、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 時間がないところ恐縮ですが、2つあります。

1つ目は、ちょうど今ご質問が出たⅢ-4ページの図Ⅲ-5、人工林の齢級構成で、これは今回ということではなくて、これも来年に向けてなんですけど、この絵は非常に有名なわけですが、何年もこれがアップデートされてあるわけですね。つまり、だんだん右へ動いているわけです。だから、人口の予測が2050年までのがⅠ-5ページにありましたけれども、これも10年後の国産材50%になったときの林齢構成とか、2050年の林齢構成の絵というのを念頭に置くというか、将来はそれが提示できるような形というのもお考えいただければと思います。それが実は今の「森林・林業再生プラン」の内実を表現するものにもなるのではないかと思います。それは将来に向けてということで、一点、今の時点で申しま

す。

もう一つは、Ⅴ章の林産物需給のところなんですけど、どこの国からどれだけ輸入しているかというのが、今度は細かく分析されているんですけども、従来は円グラフで、どこの国から何がどれだけというのがあって、あの絵に慣れ親しんだ者とするとなんかあれがなくなっちゃうというのは、何か寂しい思いを抱かせるんですね。あれはあれでわかりやすさがあったかと思うんです。今度の資料だと、それがばらばらな図というか、1個1個ちゃんと読み取れということなのかもしれませんが、どこかにそういう資料を残しておいていただけないでしょうか。

○鮫島部会長 いかがですか。

○牧元企画課長 ありがとうございます。

後段の需給の円グラフについては、今ご指摘がございましたように、全体を俯瞰するグラフとして確かに役割があるかと思います。そこは、復活を検討させていただきたいと思います。

それから、前段の年齢構成については、今ご指摘がございましたようにまさに将来の資源をどう見るのかというのは、実は「森林・林業基本計画」の目標の議論の中でも非常に中心的なテーマかなというふうに思っております。今後の課題ということで受けとめさせていただきます。

○鮫島部会長 ほかに何か……。

上安平委員。

○上安平委員 Ⅲ章の15ページのコラムなんですけれども、今国民の関心という点では、私どもの仲間が大変センセーショナルに取り上げたものですから、非常に関心が高い、外国資本による森林買収ということです。それに非常に典型的に答えようとされたことは大変ありがたいなと思いますし、いいなと思っているんですけど、果たしてここがいいのかということと、突然コラムというのは……。この中でコラムって余りありませんよね。コラムという感じで取り上げるのがいいのか。ぜひどこかで、林野庁がこういうことも関心を持って、事実をつかんでいるということを書いてほしいと思うのですが、何か突然出てきたのかなという感が否めないで、ご検討いただけないかという気がしております。

○牧元企画課長 ご指摘のように、外国資本の森林買収問題は非常に今注目されているところですので、今ご指摘がありましたように、やはりどこかに記載する必要があるということで、私ども実は置き場は非常に悩みまして、とにかく森林の章であろうとい

うことで、第Ⅲ章であることは多分間違いないと思うんですけども、第Ⅲ章のどこに置いたら読みやすいのかということでございます。一応、今の考え方としては、この後ろが国土保全ということで、治山とか病虫害とかの話になってしまって、ちょっと毛色の違う話になってしまうので、一連の森林整備に関するそのほかの総論的な記載ずっと続いておられますこの第2のところの最後かなという整理をさせていただいておるんですが、もし具体的にこっこの場所のほうがいいというご提案があればまたお願いしたいと思います。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。もう既に私が指摘されていた時間を超えているんですけども、土屋委員、よろしくお願ひします。

○土屋特別委員 非常に短く言います。

1つは、Ⅲ章の20ページです。野生鳥獣被害の話です。この辺は山村ではどこに行っても常に問題のあるところで、図Ⅲ-17なんですけれども、これはいつも出てくる図なんです。これに最近の鳥獣被害の拡大ないし山村民の悩みがどうも出てこない。これは宿題で本当に申しわけないんですけども、これを何とか、最近になってひどくなっていることがわかるような図がつかれないか。例えば、特措法の指定された市町村の計画をつくったり、特定鳥獣計画を都道府県がつくったりする。そういうのも拡大とかで何とかならないのかというのが1点です。これは、もしもできたらです。

次に、Ⅳ-7ページです。私は森林組合に加わったので、ちょっと言わせていただきますと、森林組合についてはここにある程度記述があつて、「森林・林業再生プラン」のことが書いてあるんですが、当然林業事業体のほうも検討されているわけですし、それについては8ページあたりにあるんですが、実は両方を合わせて「イコールフティング」という問題が大きな課題になって、検討委員会でもかなり議論されました。それについては、書き方はいろいろあるかと思いますが、森林組合と林業事業体の両方がともに成長していけるようなので、「イコールフティング」が出されたと思うので、もう少しその記述があればというのが2点です。

それから、3点目です。先ほど荒谷委員からもあつたようにⅤ-11ページですが、せっかくここまで森林認証のことを書いていただければ、C o Cの認証や取得が、最近、だんだんふえてきているということがあると思いますので、その辺について何らかの記述があればありがたいのと、これもどうせならそこに、表Ⅴ-1というのがすごく大きいすっからかんとした表なので、認証支援の割合は国によってF F Cと非F F Cの比率はかなり違うと思いますので、その辺をついでに書いていただければありがたいです。

最後、国有林のところでは、VI-12ページのところでモデルプロジェクトの話がある。実は、私、「赤谷プロジェクト」にかかわっておりまして、ここは記述がおかしいというのがあります。12ページの右側の段のところの括弧で、つまり、地域住民や財団法人日本自然保護協会の連携により「赤谷プロジェクト」を地域協議会を立ち上げてとありますが、これは完全に不正確ではないんですが、地域住民が地域協議会というのをつくってまして、国有林の森林管理局と地域住民とNACS-Jとで「赤谷プロジェクト」を立ち上げているので、ちょっとこの記述は誤解を招くのではないかというふうに思います。

ついでですが、きのう、記者会見を群馬県庁でやったんですが、管理経営計画を新しく「赤谷プロジェクト」でつくりました。その辺のところは国有林としても宣伝したらいいのではないかと思いますので、検討をお願いします。

以上です。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。

○出江研究・保全課長 実態が見えてこないということですが、それを隠すつもりでこのデータを出しているわけではないので、何かいいデータの教示があれば私どもも検討させていただきます。先ほども1点ご指摘いただきましたけれども、こういうのがあるよということをご提案いただければ、また省内のほうで調整してまいりたいと思います。

○鈴木経営企画課長 国有林についてはご指摘のとおり文章が必ずしも正確ではないので、修正させていただきたいと思います。

きのうの発表につきましては、テレビ局とか一般の市民の方からもいろいろ問い合わせをいただきまして、非常に反響が大きいので、それも含めてこれからPRに努めていきたいと思っております。

○牧元企画課長 残りの2点でございますけれども、まず森林組合の「イコールフットィング」の件については、先生ご指摘のように取りまとめの中でそのような形で方向づけをさせていただいたところですが、ただ、ここは白書の性格が、あくまでも22年度についての現状分析ということになっておりますので、そこからの制約ということでご理解いただければと思います。

それから、森林認証の関係につきましては、記載の充実を検討させていただきたいと思っております。

○鮫島部会長 そろそろ時間がいっぱいなんですけれども、どうしてもここで言うておかないとちょっとまずい……、まだ次回もございますので、もう一回発言のチャン

スがあると思いますので、ご意見等は、先ほど申し上げましたようにメールで出して、それに対してお答えをいただいて、次回の資料としてその中で検討するという事にさせていただきます。

そろそろ時間ということで、本日の審議は以上で終わらせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局、本日の各委員から出された意見を踏まえて本文書の作成を進めてください。

以上で私の本日の役割は終わりにしたいと思います。

○牧元企画課長 部会長、どうもありがとうございました。また、委員の先生方におかれましては、長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

次回の施策部会でございますけれども、3月9日に開催させていただきまして、本日いただきましたご意見を踏まえまして修正させていただきました本文書についてご審議をいただく予定でございます。

また、部会長から途中で整理いただきましたように、その間、質問等がございましたら、随時メール等でいただければ対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

その後、3月29日開催予定の林政審議会におきまして諮問、答申の上、4月下旬の閣議決定、国会提出を目指したいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして……

○鮫島部会長 私の大変なミスなんですけれども、資料2の基本的な考え方、実はこれは何もやっていなかったんですが、これについても次回検討ということでよろしいでしょうか。これは内容を確認して、もしこの項目として非常に気になる点があったら、先ほどと同じように質問していただくということでよろしいですか。

○牧元企画課長 結構でございます。

○鮫島部会長 すみません。全く忘れておりました。

○牧元企画課長 部会長がおっしゃられたような処理で、資料2につきましてもご質問等があればよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。



午後 1 2 時 0 0 分 閉会